

令和 8 年度
農地等利用最適化推進施策等に
関する意見書に対する回答書

佐世保市農業委員会
会長 赤木 行秀 様

令和 8 年 1 0 月 2 7 日

佐世保市長

宮島 大典



【 意 見 】

1 農家の経営安定支援策について

(1) 農家の生産コスト対策

生産原価の高騰は続いており、それが農作物の市場価格に十分に転嫁されるにいたっていません。

農業に魅力を抱いて新規に就農した人たちも大変苦勞しており、規模拡大はおろか、途中で諦めざるを得ないような状況となっているのはご承知のとおりです。

上がり続ける材料費、労務費等に更なる支援策をお願いいたします。

【 回 答 】

令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」により、「食料の合理的な価格形成については、・・・合理的な費用が考慮されねばならない」と規定されましたが、昨年の米価格の高騰に見られるように実際は市場の需給により価格決定されている状況です。

市場の価格決定に関して、市が関与することは困難ですが、ご意見にある資材等の高騰に対しては、市独自の支援をここ数年実施したところであり、今後も国や県の動向を踏まえつつ必要な支援を行ってまいります。

【 意 見 】

(2) 新規就農対策

地域における農業従事者の高齢化が進み若い世代の後継者が減っており、特に若い兼業農家の数が減っています。

耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、食料自給率を上げる為には、専業農家の大規模化だけでは追いつかないのが現実です。

若者が兼業農家を志せるような支援策や広報をお願いいたします。

【 回 答 】

農業従事者の高齢化や若い世代の減少、耕作放棄地の増加は、本市においても喫緊の課題であり、専業農家の規模拡大のみでは十分に対応できないことを認識しております。特に、地域農業と農地保全を支える若い兼業農家の確保・育成は、極めて重要であると考えております。

本市では、就農希望者の確保・定着を図るため、「佐世保市新規就農者支援事業」に取り組んでおります。本事業は、営農に必要な技術習得のための研修支援、機械・施設導入等の初期投資に対する助成、就農初期の経営安定に向けた土地賃借料の支援を実施しており、兼業を含む多様な就農形態に対応した制度となっております。

広報につきましては、市や県、各部会など生産者による情報発信を行っているところですが、他部局や関係機関と連携し、若い世代をターゲットとした広報に一層力を入れるとともに、就農を希望する若者が兼業農家として活躍できる環境づくりをさらに推進してまいります。

【 意 見 】

(3) 認定農業者制度

現在、認定農業者になるには、営農所得350万円以上の経営目標が必要で、中山間地の中・小規模農家では、やる気があっても難しい目標だと思われます。基準の見直しや認定農業者に対する支援の拡充をお願いいたします。

【 回 答 】

本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」においては、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標として、年間農業所得350万円を掲げており、農業経営改善計画の認定に際しても、この基準を満たすことを要件としています。

この額は、すでに実現している優良な経営事例を踏まえつつ、他産業従事者並みの生涯所得を確保し得る、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目標として設定したものです。

また、長崎県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」においては、目標年間農業所得が400万円とされていますが、本市はこれより50万円低い水準を採用しており、本市の農業の実情を踏まえた、現実的な基準と考えています。

認定農業者に対する支援については、今後、他市町の取り組みも参考にしながら研究してまいります。

このほか、認定農業者を対象とした国や県の各種補助事業の活用や認定農業者協議会を通じた研修会や情報提供などにより、認定農業者の皆様を支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【 意 見 】

2 営農環境の整備について

(1) 農業用機械等の導入・更新支援

農業用機械や集荷施設の更新支援と、1 h a 未満の経営規模でも営農を継続できるよう、柔軟な対応をお願いいたします。

また、県による補助事業が展開されつつある新規導入については、市としても並行して補助をお願いいたします。

【 回 答 】

1 h a 未満の小規模農家への機械等の支援については、その必要性は一定理解するところですが、行政が持つ予算も限りがあるため、生産基盤の整備に関してはある程度対象を絞らざるを得ない状況にあります。

また、県による「ながさき農業気候変動総合対策事業」については、県の補助3分の1に加えて市も上乗せで10分の1の支援を行っておりますので引き続きご活用ください。

【 意 見 】

(2) 農地の災害復旧工事についての見直し

災害による農地被害に対する復旧工事の実施については、大変助かっており感謝申し上げます。

国の補助金を活用する災害復旧工事は、さまざまな要件があることは理解しております。

また、公的資金を投入するためには受益者負担の原則に則って一定基準が設けられているのは理解できます。

しかし、耕作放棄地の増大や離農が問題とされる中で、復旧工事ができないのをきっかけに耕作を諦めてしまう農家も少なくないとの批判もあります。

平野部、都市部の治水、環境を守っているのは、まぎれもなく山間部であります。

土砂除去に限られている農地以外の土地の崩土を一体的に復旧工事の対象としたり、降雨量や補助対象工事費の下限を見直したりするなど、水源かん養など農地が持つ機能にいま一度着目していただき、現在の基準と農家の負担が果たして妥当であるのか、再考をお願いいたします。

【 回 答 】

農地の災害復旧工事は、国の補助金を活用しているため、国の定める要件を満たす必要があり、現時点でその要件の見直しは検討されていません。

ただし、農道や水路など公共性のある施設につきましては、国の要件を満たさない場合でも市独自で復旧対応できるケースもありますので、災害が発生した際はできるだけ速やかに市へご連絡くださいますようお願いいたします。

また、農地の災害復旧に係る受益者負担が大きく、やむを得ず復旧を断念される方がいらっしゃることは承知しておりますが、農地は個人財産であることから、受益者負担の必要性につきましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

【 意 見 】

(3) ため池やかんがい施設の維持に係る受益者負担

営農に必要な農業用施設の維持については、膨大な数に及ぶ中、順次支援いただき感謝申し上げます。

資材価格の高止まりや労務費の上昇により工事費用は膨らみ、受益者である農家の負担も増す一方です。

農業用水や農地が持つ多面的機能は十分ご承知のことかと思しますので、農家の費用負担軽減となるような工法や負担割合の見直しをお願いいたします。

【 回 答 】

市では、農業用施設の新設や改良等について、費用助成や原材料支給といった支援を行っておりますので、これらの制度を活用いただき、施設の適切な補修や維持管理、ひいては、大切な農地の保全につなげていただきたいと存じます。

本事業は基本的に地元主導ではございますが、皆様からのご要望やご意見を伺った上で、その目的を達しつつ、地元負担を低減できるよう助言等を行い、実情に見合った事業をご提案しているところです。改修や改良等をご検討の際には、一度ご相談いただければと存じます。

そのような中、近年の物価高騰に伴い、材料費や人件費等へ影響し、以前のようない事業内容や進捗が図られにくい状況となってきていることは承知しております。

しかしながら、農地は個人財産であることから、引き続き受益者負担をお願いせざるを得ない状況にあり、また、限られた財源の中で一人でも多くの営農者の方々を公平に支援するため、負担割合につきましても現状を維持することをご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【 意 見 】

(4) 小規模な基盤整備の実施

国の補助事業の採択を受けるような基盤整備を行うためには広大な耕作放棄地がないと難しく、施工に何年もの歳月を要してしまいます。

中山間地域においては、3反、5反程度の規模の狭地直しなどでも取り組めるような補助事業が必要です。

【 回 答 】

造成を伴う農地の整備事業は、営農効率の向上のため、市としても皆様のご要望に応じて進めていきたいと考えております。

ただ一方、こうした農地整備は一定の広さを事業対象とすることで、公共性や公平性を担保していることから、狭地直しといった比較的小規模な区域に対する補助では、事業の効果が限定的となるほか、個人農地への補助となる懸念があります。こうした公共性や公平性の観点から、市独自での事業を含め、補助事業による実施は難しいと考えております。

内容によっては国や県の補助制度が活用できる場合もありますので、市へご相談いただければと存じます。

【 意 見 】

(5) 有害鳥獣対策における修理用のワイヤーメッシュの補給について

有害鳥獣対策については支援をいただきお礼申し上げます。
国庫補助金を活用した対策についてはさまざまな制約が伴うことは理解いたしますが、ワイヤーメッシュの維持管理に係る修理用資材の補給、並びに防護対策に有効な電気柵の併給など、今や私たちの生活に欠かすことのできない有害鳥獣対策について、拡充のご検討をお願いします。

【 回 答 】

ご意見をいただきましたワイヤーメッシュ柵の維持管理における修繕経費に係る支援についてですが、ワイヤーメッシュ柵を貸与するにあたり、その後の修繕等のご負担を受益者の皆様に担っていただくことを前提に支援をさせていただいております。

毎年、多くの皆さまからの要望をいただいております、可能な限りすべての要望地に対し導入できるよう、新設（または更新）を優先的に事業を進めているところです。

つきましては、このような状況をご理解いただき、ワイヤーメッシュ柵の維持管理につきましては、従来どおり、受益者の皆様で実施していただきますようお願い申し上げます。

また、ワイヤーメッシュ柵の外側に電気柵を設置することが、防護対策として有効であることは承知しているところです。

しかしながら、この事業の制度上、1つの受益地に対し防護柵を二重に配付することは認められておらず、本事業が国庫補助金を活用している以上、市としてはそのルールに則った運用が必要となりますことから、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

一方、市といたしましても、捕獲対策を強化することにより農作物の被害低減を図るなど、総合的な対策を行っておりますことから、事情をご賢察のうえお汲み取りいただければ幸いです。

【 意 見 】

3 中山間地域振興策と地域計画について

(1) 中山間地域振興策

荒地防止、後継者不足の為に、国の施策においては規模拡大が勧められていますが、平地に比べ、大変な労力が伴う中山間地に於いては簡単に拡大できるものではありません。

中山間地での規模拡大については手厚い支援が必要です。

また、自給的農家が限界を迎えている中、地域に適した作物を地域ごとで検討し耕作するスタイルにシフトする必要があると思われます。

地域計画のブラッシュアップにあたっては、達成状況に応じた市独自の補助金や支援などの対策を併せてお願いいたします。

【 回 答 】

中山間地域における規模拡大が平地部と同様には進みにくいことについては、本市としても重大な課題と認識しております。

本市では、農地の維持や作業の共同化、省力化技術の導入等に向け、共同活動費として活用できる中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の取り組みを推進しております。

地域に適した作物へのシフトにつきましては、土壌や気象条件、担い手の状況など地域の特性を踏まえ、農家の方はもとより、農業委員会やＪＡなど関係機関が参集する地域計画の見直し（ブラッシュアップ）の場を通じて、各地区が丁寧に協議を行う場となるよう考えております。

こうした地域で検討された取り組みについて、既存事業や中山間地域等直接支払交付金のメニュー等を通じて支援していきたいと考えております。

【 意 見 】

(2) 営農組織への支援

中山間組織が無い又は解散した地区でも営農組合は存続し、地域の営農継続のための活動をしています。

組合を維持するため、組合費を徴収していますが、何らかの補助が出来ないか検討をお願いいたします。

【 回 答 】

営農組合の運営費や組合費に対する公的補助につきましては、難しいものと考えますが、営農組合が営農活動以外で地域の農地や水路等の保全活動を担う主体として、新たに多面的機能支払交付金の活動組織として認定を受けた場合には、交付金事業の活用が可能です。

【 意 見 】

(3) 事業取組に係る事務作業について

中山間地域直接支払交付金などの国補助事業の事務作業が煩雑となっており、それを理由に取り組みをあきらめる組織もあるようです。

事務作業についての支援をお願いいたします。

【 回 答 】

国の補助事業で定められた様式であるため、現状ではその作成は必要となりますが、事務負担の軽減に向け、全国市長会などを通じ手続きの簡素化や要件緩和などの働きかけを継続して行っております。

市におきましては、事務作業の集中を避け負担を分散・一元化できる広域化の推進に取り組むとともに、県の委託事業である長崎県農村サポートセンターなどとの連携強化を図るなど、組織運営の維持・継続に向けた対応に努めてまいります。

併せて制度の内容や様式の作成方法につきましても、説明会などを通じて丁寧なサポートを重ね、組織運営の維持・継続に向けた対応に努めてまいります。

【 意 見 】

(4) 地域計画をめぐる現状と課題、中山間地域の振興策について

令和7年4月から地域計画が実行期間へと移行し、市町村や関係機関、農業者が連携して、描いた将来を実現するための活動に取り組むこととなりますが、10年後の農地の受け手、担い手不足が課題であり、平野部と中山間地域との相違によるその深刻度合いは異なります。

中山間地域で基盤整備がなされていないような圃場の多くは、大型機械の進入、水源不足及び鳥獣被害などが深刻であり、今後受け手の確保は難しくなるものと予想されます。

今後、順次進められる地域計画のブラッシュアップにおいては、地域の実情に応じて、経営の効率化を目指す方策ではなく、粗放的な土地利用を行う土地利用構想の策定を促すなど、地域計画によらない対策についてもご検討をお願いいたします。

【 回 答 】

本市では市内93地区において地域計画を策定し、そのうち60地区が農業地域類型の中山間地域に分類されます。

中山間地域は傾斜地が多く、機械化が進まないことによる作業効率の低下や輸送コストの上昇など、不利な条件があるため、農地の受け手が見つかりにくい状況であると認識しております。

このような中、今年度も中山間地域等直接支払制度の事業活用予定の農地を編入するため、地域計画の見直しを行っている地区もございます。

また、地域計画の見直しにあたっては、地域の意向をしっかりと伺うことが重要と考えます。地域の意向を踏まえ、粗放的な土地利用も視野に入れ、中山間地域の実情に合った地域計画のブラッシュアップを図ってまいります。

農業委員会におかれましても、地域計画のブラッシュアップの推進について、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

【 意 見 】

4 国土調査（地籍調査）の早期実施とD X化について

地籍調査につきましては、市街地を中心に成果があがってきており、ご尽力感謝申し上げます。

毎年の提言となりますが、周辺の農村地域の進捗については、タブレット端末やパソコンなど電子機器による農地の所在位置データの利用など、農業委員会の業務のD X化に支障が生じております。

農村地域の地籍調査につきましては、より一層の積極的な推進をお願いいたします。

【 回 答 】

国土調査（地籍調査）は、計画的な実施促進のため制定された「国土調査促進特別措置法」に基づき、令和2年度を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」が実施されています。

市におきましても、国の方針に基づき、地籍調査による政策的効果を考慮し、防災対策、社会資本整備、まちづくり等との連携を図ることを優先とし、継続して市街地（D I D地区）を中心に実施しているところです。

一方で、農村地域につきましては、令和3年度に着手した南風崎町の一部の調査に引き続き、宮地区において、令和7年度に奥山町の一部、令和8年度に萩坂町の一部の調査に着手しているところです。

今後も国の方針に則り計画的に取り組みながら、航測法等の新技术の活用を視野に入れ、積極的な事業推進を図ってまいります。